

令和3年4月23日

# 令和3年第4回玉川村農業委員会会議録

玉川村農業委員会

令和3年4月23日玉川村就業改善センター産就室に於いて第4回玉川村農業委員会を開催した。

◎ 出席委員

(14名)

1番	小針 金之	8番	八木 喜孝
2番	鈴木 正志	9番	小針 保敏
3番	鈴木 正浩	10番	倉鎌 利治
4番	石森 博信	11番	有賀 昇
5番	須藤 安昭	12番	吉村 明美
6番	高林きくみ	13番	仁井田 健
7番	渡邊 利秋	14番	眞弓 泰行

◎ 欠席委員 なし

◎ 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 塩田 敦 主事 曲山 駿

◎ 本日午後1時30分、高林職務代理が開会を宣言した。

◎ 玉川村農業委員会憲章の斉唱。

◎ 会長あいさつ。

◎ 本日会長より提案した議案、別紙のとおり。

◎ 慣例により会長が議長となり、議事録署名人について次の2名を指名した。

5番 須藤 安昭 6番 高林 きくみ

◎ 議 長 それでは議事に入ります。議案第14号農地法第3条第1項の規定による許可申請可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議 長 次に、議案第14号番号1の調査員 倉鎌利治委員から、調査報告をお願いいたします。

◎ 10番委員 議案第14号番号1について、調査結果を報告させていただきます。

(倉鎌 利治)

4月16日、仁井田委員及び事務局2名とともに現地確認をいたしました。申請地は、岩法寺字竹ノ花■■■番■の1筆であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思います。

現地確認後、譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんに話を伺いました。

譲渡人の■■■■さんは、父である■■■■さんから当該農地を相続した際に、譲受人の■■■■さんの田の一部にある事が分かった。農業縮小を考えていたため、■■■■さんに相談して譲り渡すことにしたこと。譲受人は耕作する面積は下限面積を超えており、また、農業従事日数等についても条件を満たしております。さらに地域との調和要件についても地域の取組みに協力・調整を行うとの事です。

両人とも承知しており、特に問題は無いものと思われまます。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

◎ 議 長 ただいま調査員の倉鎌委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 14 号番号 1 を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 14 号番号 1 は、原案どおり可決されました。

- ◎ 議 長 引続き議案第 1 4 号番号 2 の調査員 倉鎌利治委員から、調査報告をお願いいたします。

- ◎ 10 番委員 (倉鎌 利治) 議案第 14 号番号 2 について、調査結果を報告させていただきます。  
4 月 1 6 日、仁井田委員及び事務局 2 名とともに現地確認をいたしました。申請地は、岩法寺字道苧■■番■の 1 筆であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思えます。  
現地確認後、譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんに話を伺いました。  
当該地は、■■■■氏が平成 2 7 年に■■■■氏より金銭契約を行った土地だが、当時に 3 条の許可申請漏れてしまったため、今回申請したとのこと。  
譲受人の耕作する面積は下限面積である 1 0 a を超えており、また、農業従事日数等についても条件を満たしており、3 年 3 作ルールを守ることでした。  
以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の倉鎌委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 14 号番号 2 を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 14 号番号 2 は、原案どおり可決されました。

- ◎ 議 長 次に、議案第 1 4 号番号 3 の調査員 眞弓泰行委員から、調査報告をお願いいたします。

- ◎ 14 番委員 (眞弓 泰行) 議案第 1 4 号番号 3 について、調査結果を報告させていただきます。  
4 月 1 6 日、事務局 2 名及び須藤委員とともに現地確認をいたしました。申請地は、蒜生字細田■■番■の 1 筆であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思えます。  
現地確認後、譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんに話を

伺いました。

譲受人の■■■■■さんは新規就農者であり、居住地である須賀川市で農地を探していたが、須賀川市は下限面積が50aと厳しい条件であった。そこで、下限面積が10aの玉川村で農業委員を通して農地を探した結果、11aの条件の良い■■■■■さんの当該農地が見つかった。

また、譲受人は会社員であるが、農業従事日数等についても条件を満たしており、今後、農業従事者を増員し、地域との調和要件についても地域の取り組みに協力・調整を行うとの事であります。

兩人とも承知しており、特に問題は無いものと思われま。

この件につきましては、令和2年第10回農業委員会総会で農地斡旋の依頼があり、私と事務局で■■■■■さんを譲渡人■■■■■さんに会わせました。

■■■■■さんが希望どおりの農地が見つかったので良かったと思う。以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

- ◎ 議 長 　　ただいま調査員の眞弓委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。
  
- ◎ 5 番委員 　　提出議案の議案14号番号3について、■■■■■さんと■■■■■さんの年齢及び耕作面積、農業従事者等が逆ではないか。  
（須藤 安昭）
  
- ◎ 事 務 局 　　ご指摘ありました通り、譲受人■■■■■さんと譲渡人■■■■■さんの年齢から農機具等までの情報が反対でした。訂正願います。
  
- ◎ 議 長 　　事務局から説明あったとおり、議案の訂正を行ってください。  
他にありませんか。  
  
（なしの声あり）
  
- ◎ 議 長 　　ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第14号番号3を原案どおり決定することにご異議ございませんか。  
  
（「異議なし」の声あり）
  
- ◎ 議 長 　　異議なしと認め、議案第14号番号3は、原案どおり可決されました。  
次に、議案第15号農地法第4条第1項の規定による許可申請可否決定についてを議題といたします。事務局より説明お願いいたします。  
  
（朗読・説明）
  
- ◎ 議 長 　　次に、議案第15号番号1の調査員 仁井田健委員から、調査報告をお願いいたします。
  
- ◎ 13 番委員 　　議案第15号番号1について調査結果を報告いたします。  
（仁井田 健） 4月16日、鈴木吉孝推進委員、事務局2名とともに現地確認をいた

しました。申請地は、竜崎字原作田■■番■及び■■番■の2筆で、登記簿、現況ともに畑であります。

場所は議案書を参照して頂きたいと思います。

現地確認後、申請人の■■■■■さんに話を伺いました。

■■■■■さんの所有する当該地2筆は、以前より土質が悪く作物を作っても出来が悪いため、長年休耕地であった。しかし、国道118号線に面しており、車通りが多く、アクセス条件が良いため、無人野菜直売所とし、家事消費できない野菜等を販売するため今回4条の申請を行ったということであります。

申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地に該当していると思われ、また、雨水等も自然排水で118号線側側溝に流すものとしているため問題ないものと思われ。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。ありがとうございました。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の仁井田委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第15号番号1を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第15号番号1は、原案どおり可決されました。次に、議案第16号農地法第5条第1項の規定による許可申請可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

- ◎ 議 長 次に、議案第16号番号1の調査員 鈴木正浩委員から、調査報告をお願いいたします。

- ◎ 3 番委員 議案第16号番号1について、調査結果を報告させていただきます。

(鈴木 正弘)

4月16日、榊枝推進委員、事務局2名とともに現地確認をいたしました。申請地は、北須釜字桜窪■■番■の1筆であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思います。

現地確認後、被設定人の■■■■■さんと設定人の■■■■■さんに話を伺いました。

被設定人である■■■■■は、NTTドコモ基地局の塗装工事にあたり、作業スペースが必要になった。周辺土地を調査したところ、基地局に隣接する雑種地及び山林があるが、伐採費用・造成費用が過大となり、道幅が工事車両の通行困難であった。当該地は村道に隣接しており、工事車両が通行でき、駐車スペース・資材置き場・仮設事務所設置に十分な広さを有していることから、設定人■■■■■さんに相談したところお互

いの意向が一致した事から、今回の農地法第5条の農地転用許可の申請になったとのことであります。

申請地は、農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地と思われるが、令和3年12月31日までの一時転用で、工事前は土木シート・鉄板敷で農地を養生し、工事後は養生を外したのち、設定人と協議を行いつつ修復することを確認しています。排水処理については、雨水は、自然浸透・自然排水で村道側の側溝に排水するため問題ないものと思われま

す。  
譲受人・譲渡人とも承知しており問題はありません。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の鈴木委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第16号番号1を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第16号番号1は、原案どおり可決されました。次に、議案第17号農地法第5条第1項の規定による許可申請意見決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

- ◎ 議 長 次に、議案第17号番号1の調査員 高林きくみ委員から、調査報告をお願いいたします。

- ◎ 5 番委員 (高林きくみ) 議案第17号番号1について、調査結果を報告させていただきます。  
4月16日、小針委員、事務局2名とともに現地確認をいたしました。申請地は、中字道上■■番■であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思えます。

現地確認後、被設定人の■■■■さんと設定人の■■■■さんに話を伺いました。

今回の申請は、昨年令和2年4月総会時に農振除外について意見決定した農地の転用案件です。

被設定人の■■■■さんは、現在須賀川市内でアパートを経営しておりますが、より安定したアパート経営を目指し、規模拡大しようと思土地を探したが、須賀川市内で経営中のアパート近隣に建設可能土地がなかった。しかし、■■■■さんの妻の母に当該地の利用申し出があり、土地の立地から入居需要があると思、今回、農地法第5条の申請になったそうです。

申請地は、駅から500m以内の第2種農地であり、転用が可能であります。また、集团的農地の縁辺部に位置し、転用により近隣の営農環境に影響を及ぼすことはないと思われま

両人とも承知しており問題はありません。  
以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

◎ 議 長 ただいま調査員の高林委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第17号番号1を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第17号番号1は、原案どおり可決されました。  
次に、議案第18号農地中間管理事業の農用地利用配分計画(案)に係る意見決定の可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議 長 ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第18号を原案どおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第18号は原案どおり可決されました。  
本日の議事は以上でございます。次に番号6のその他に入ります。

(事務局より「その他」の事項についての説明を行う。)

## 6 その他

1 次回日程 令和3年5月24日(月)午後1時30分  
玉川村就業改善センター 1階 産就室

2 農業委員会の適正な事務実施について  
令和3年3月農業委員会総会において策定した、令和3年度活動計画及び令和2年

度事業実績の点検評価について、30日間の閲覧を行い意見を求めた。  
特に意見が無かったため、決定する。

- 3 福島県農業委員会議行事予定  
令和3年度の行事の確認。
- 4 玉川村農業委員会の今後の予定
  - ・ 荒廃農地の発生状況・解消状況に関する調査を例年より早めに行う。
  - ・ 玉川村農業委員会と関係機関・団体との連携会議

◎ 議 長 その他ありませんか。

(なしの声あり)

◎ 会 長 それではないようでありますので、その他を終わります。

7 閉 会 八木職務代理者

◎ 午後2時40分総会終了